

# 令和8年度「滋賀県関係人口プラットフォーム構築事業」業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 目的

滋賀県がこれまで首都圏をはじめ県外で蓄積してきた滋賀県の関係人口に関する既存リスト（滋賀県が主に首都圏で実施してきた各種施策における事業参加者など）を、関係人口との継続的な関係構築と多様な情報提供を実現するための基盤として統合し、効果的に運用することにより、市町行政・県行政・県内企業などからの多様な情報発信の一元管理・最適化と、関係人口との双方向コミュニケーションを促進するとともに、構築される基盤を活用した具体的な事業実施を通じて、滋賀県の地域活性化と誘客促進等を図り、ひいては滋賀県が保有する地域資産を最大限に活用した関係人口のさらなる増加、UIJ ターン促進、ふるさと納税の活発化等に繋げ、持続的な地域活性化を実現することを目的として、標記業務委託の受託予定者を決定する公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度「滋賀県関係人口プラットフォーム構築事業」業務

### (2) 業務の内容

別添、令和8年度「滋賀県関係人口プラットフォーム構築事業」業務委託仕様書  
(別紙1) のとおり

### (3) 契約の期間

契約の日から令和9年(2027年)3月31日まで

### (4) 予定価格

9,500,000円(消費税および地方消費税を含む)

## 3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】大分類：「役務」

中分類：「情報処理」、「イベント」、「各種調査業務」、「諸サービス」  
(中分類は上記のいずれか)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL：077-528-4314

#### 4 説明会の日時、場所等

説明会は実施しない。

#### 5 公募型プロポーザルに係る質問および回答について

##### (1) 質問方法

質問は、質問票（様式1）により電子メールで受け付ける。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

##### (2) 質問票提出期限

令和8年（2026年）6月22日（月） 正午まで

##### (3) 質問に対する回答

事業者からの質問および回答は、随時、滋賀県公式サイト内にある「ここ滋賀」のページにて回答する。なお、最終回答は6月24日（水）を目途とする。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/cocoshiga/>

##### (4) 質問票の提出先

下記「7」に同じ

#### 6 応募方法

参加を希望する事業者は、プロポーザル応募申込書（様式2）、企画提案書（任意様式）、経費見積書（任意様式）を作成し、期日までに提出すること。

##### (1) 提出期限：令和8年（2026年）6月26日（金）午後3時まで

##### (2) 提出方法：持参（平日午前9時から午後5時まで）または郵送（簡易書留郵便に限る）

##### (3) 提出部数：プロポーザル応募申込書は正本1部を提出（代表者印を押印すること） 企画提案書および経費見積書の提出部数は、正本1部、副本5部とする。 ※企画提案書および経費見積書について、正本には事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載する。押印は求めない。なお、副本5部には、審査の公正を期すため会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこととし、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること

##### (4) 提出先：下記「7」の担当部署まで

※企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成し、提出すること。

※経費見積書は、令和8年度「滋賀県関係人口プラットフォーム構築事業」業務委託仕様書に掲げる業務について、着手から完了まで全ての事業実施に要する経費とその内訳を明記すること。なお、事業費と管理運営費は分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

#### 7 担当部署

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館8階

滋賀県ここ滋賀（オフィス） 担当：平山、平居、岸田

TEL：03-6225-2951 FAX：03-5212-9108

E-mail：cocoshiga@pref.shiga.lg.jp

## 8 審査

### (1) 審査方法

審査会において、審査基準に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該業務の契約予定者とする。

### (2) 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格の確認を行うとともに、6に掲げる提出書類の適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者を審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が4事業者を超える場合は、ここ滋賀職員3名により、プレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に4事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とする。

### (3) プレゼンテーション審査会

設置：当課および関係課の3名の審査員をもって設置する。

日程：令和8年（2026年）6月30日（火）（予定）

場所：滋賀県東京本部

（東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館8階）会議室

※詳細な時間や場所等は、参加事業者に別途通知する。

### (4) 審査基準

審査会において、審査基準に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を当該業務の契約予定者とする。ただし、審査員の平均採点が60点未満の場合は、契約予定者とししない。

評価項目	着眼点	評価点
1. 事業目的への理解と全体戦略	・本事業の目的（関係人口の継続的關係構築、プラットフォーム構築による情報発信等の一元化、地域活性化、誘客促進等）を深く理解し、全体戦略が明確かつ適切であるか。	15点
2. 関係人口拡大施策の具体性・効果性	・「ここ滋賀ふるさと便」の実施方針（企画、協賛募集、運用等）が具体的かつ魅力的か。 ・「ここ滋賀ふるさと便」を通じた新規関係人口開拓に向けた戦略と具体的なアプローチ（ターゲット設定、プロモーション等）が提案されているか。 ・事業者のノウハウ・知見が最大限に活かされた取組が提案されているか。	20点
3. プラットフォーム構築の適切性・拡張性	・既存リストの統合方針とデータ管理の安全性・効率性・正確性が確保されているか。 ・プラットフォームの機能要件（情報発信、コミュニケーション、イベント応募等）が適切に提案され、ユーザーにとって使いやすい設計となっているか。 ・将来的な県庁各部局等との連携可能性が考慮された、拡張性および柔軟性のある提案がなされているか。	25点
4. プラットフォーム活用事業の具体性	・情報発信（情報発信の内容、コンテンツ企画、ターゲティング配信等）の方針、戦略が効果的かつ関係人口のニーズを捉	15点

	<p>えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットフォームを活用した取組（コンテスト、キャンペーン、交流会等）の具体策は魅力的で実現可能性の高い内容が提案されているか。</li> </ul>	
5. 提案全体の統合性・相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案全体を通じて、中長期的な関係人口の拡大、UIJ ターン促進等、滋賀県全体の持続的な地域活性化への貢献が期待できる内容か。</li> <li>・予算規模内で、最大限の効果を発揮できる現実的かつ効果的な提案であるか。</li> </ul>	7 点
6. 経済性	<p>見積価格は適正であるか。</p> <p>次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。</p> <p>予定価格の 80%未満 …評価点の満点</p> <p>予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点</p> <p>予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点</p> <p>予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点</p> <p>予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点</p>	10 点
7. 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1 点
8. 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1 点
9. 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1 点
10. 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1 点
11. 「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		1 点
12. 県内に本店を有する事業者であるか		3 点
	合 計	100 点

(5) 審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

(6) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日等を除く）に書面（任意の様式）により、滋賀県ここ滋賀に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

滋賀県ここ滋賀は、説明を求める書面を受け取った日から起算して10日以内（閉庁日等を除く）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、滋賀県ここ滋賀と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

なお、契約予定者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

## 10 その他留意事項

- (1) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (2) プロポーザルの参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (10) この案件において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。